

「JCSS 登録の一般要求事項(JCRP21)」の改正要旨

認定センター 計量認定課

1. 改正理由

今回の改正は、2010年11月に制定され、2013年1月に改正された「校正の不確かさに関するILAC方針 (ILAC-P14:ILAC Policy for Uncertainty in Calibration)」の要求事項うち、校正証明書における測定の不確かさの表記方法(拡張不確かさの有効数字及び校正結果の数値の丸め方)について要求事項を追加するとともに、ISO/IEC 17025 5.10.4.4に基づく校正証明書への校正周期の推奨の記載などについて改正を行う。

なお、ILAC-P14の要求事項のうち、最高測定能力(CMC)の表記に関するものについては、「JCSS登録申請書類作成のための手引き(JCRP22S01)」の改正を行い対応することとする。この中で、CMCの有効数字は校正証明書における測定の不確かさの表記方法に合わせて2桁とすることを明記する。

2. 主な改正内容

- ① 第1部 3. 関係法令及び引用文献に「校正方法と不確かさに関する表現(JCG200)」及び「IAJapan 技能試験に関する方針(URP24)」を追加する。
- ② 第1部 4. 用語の備考4を削除。
- ③ 第1部 5. 2. 2. 3 (5)として、校正証明書に記載する拡張不確かさは多くとも 2 桁の有効数字とすることを追加する。
- ④ 第1部 5. 2. 2. 3 (6)として、校正証明書に記載する校正等の結果は校正等の結果に付される拡張不確かさの最小有効数字の桁に丸めることを追加する。また、備考として、数値の丸め方は「校正方法と不確かさに関する表現(JCG200)」によることを追加する。
- ⑤ 第1部 5. 2. 2. 3 (11)として、顧客との合意がある場合は、校正証明書又は校正ラベルに校正周期に関する推奨事項を記載することができることを追加する。あわせて、付属書の校正証明書及び校正ラベルに記載例を示す。
- ⑥ 第1部 5. 2. 2. 5において、複数部数、校正証明書を発行する際に各々の校正証明書に固有の識別を与える例外として濃度の標準液を挙げているが、濃度に限定しない表現に変更する。
- ⑦ 第1部5. 2. 3 (1)として、下請負契約について、下請負先は登録事業者及び ILAC 国際相互承認に加盟する認定機関の認定を受けた校正機関並びにその国の国家計量標準研究所を認めているが、現状では、ILAC 国際相互承認に加盟する認定機関の認定を受けた校正機関並びにその国の国家計量標準研究所の下請負契約の実績はなく、また、5. 2. 2. 3 (3)で要求している「JCSS 標章付証明書」の入手は不可能であることから、下請負先は登録事業者に限定する。
- ⑧ 付属書1 校正証明書記載例2A、2Bに推奨する校正周期の記載文例を追加する。
付属書1附則 2. (5)の校正ラベルにおける校正年月日の西暦について 4 桁表記が許容されるように変更する。
- ⑩ 付属書1附則 3. 3に校正ラベルにおける推奨する校正周期の記載例を追加する。
- ⑪ その他字句の訂正等

以上